

# 第2編 分野別計画

第2編では、第三次基本構想の「まちづくりの基本施策」に基づいて施策を体系化し、分野別計画として、施策ごとに成果指標や施策の展開方向などを定めています。この分野別計画で定めた施策は、第3編「行財政運営」の内容と整合を図りながら、推進していくこととします。

## 計画書の見方

重要施策に該当する場合は、表示しています（重要施策は第1編第6章参照）。

各施策と関連のあるSDGsのゴールを表示しています（SDGsは第5編参照）。

### 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり

## 重要施策 1 子育て支援

**施策の内容及び体系**

誰もが地域の中で安心して妊娠、出産、子育てができるよう、切れ目のない支援を行い、子どもたちの豊かな心と幸せを育むことができるまちづくりを進めています。

展開方向 1	安心して子どもを生み育てることができる環境づくり
展開方向 2	子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり
展開方向 3	支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり

**成果指標**

指標名	説明	現状値	目指す方向
「子育て支援」施策に対する市民の満足度	市民意識調査において、近年の市の主な取組を参考として、「子育て支援」施策に「満足している」[どちらかといえば満足している]と回答した市民の割合	33.4% (令和3年度)	満足度の向上

**現状と課題**

**現状**

- 当市では、重要施策の一つとして「日本一子育てしやすいまちづくり」を掲げ、平成27年度（2015年度）から現在に至るまで、子育て支援策を積極的に推進しています。これらの取組の結果、平成27年（2015年）から平成31年（2019年）までの合計特殊出生率は、多摩地域26市の中で、いずれの年においても上位の水準となっています（第1編第3章第2節の2「子ども・子育て」参照）。
- 未来を担う子どもたちの健やかな成長を守り育むとともに、子どもたちが社会の一員として生きていける力を育めるよう、市民、地域関係者、事業者及び市が相互に協力し、取り組んでいくための子ども・子育てに関する「共通の理念、指針」として、令和2年（2020年）に「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」を制定しました。

### SDGsの取組

○全国的に少子化や核家族化の進展、地域の人間関係の希薄化など、社会環境が変化している中、今後、当市でも、子育てに対し孤立感、不安感、負担感を感じる保護者が増加していくことが懸念されます。

○平成28年（2016年）以降の6年間に於ける当市の保育サービス利用児童数（4月1日現在）は、おおむね横ばい傾向となっており、待機児童数（4月1日現在）は、平成31年（2019年）に48人まで増加しましたが、その後は減少傾向となり、令和3年（2021年）は0人となりました（図表参照）。

○当市では、子ども家庭支援センターにおいて、各種行事や子育て講座を開催し、子どもたちの心身ともに健やかな成長を支援しています。また、家庭で保育をしている親子が参加し、交流できる子育てひろば事業を、市内保育園及び児童館で実施しています。

○内閣府の「令和2年版 子供・若者白書」によると、近年、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は一貫して増加しており、平成30年度（2018年度）の件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度（1999年度）と比較して、約13.7倍になっています。

**課題**

○当市が将来にわたって活力あるまちであり続けるためには、今後も引き続き、「日本一子育てしやすいまち」を目指し、妊娠・出産期を含め、保護者の多様なニーズを的確に把握しながら、子育て支援策の質的・量的充実を図るとともに、保護者の孤立感、不安感、負担感の解消に向けて、取り組む必要があります。

○共働き世帯の増加など保護者の働き方をめぐる環境が変化している中、今後、保育需要がさらに高まると予測されるため、待機児童の解消に努める必要があります。

○地域において、子どもたちが心身ともに健やかに成長できる環境を整備するため、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所づくりや親子で交流できる場の確保に取り組む必要があります。

○児童虐待は、子ども心身の発達及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、将来の世代の育成にも懸念を及ぼすため、その防止に取り組む必要があります。

**図表 保育サービス利用児童数及び待機児童数の推移**

年度	保育サービス利用児童数（4月1日現在）	待機児童数（4月1日現在）
平成28年（2016年）	2,065	7
平成29年（2017年）	2,134	3
平成30年（2018年）	2,152	24
平成31年（2019年）	2,174	48
令和2年（2020年）	2,150	19
令和3年（2021年）	2,102	0

出典：保育課

第三次基本構想の「まちづくりの基本施策」の内容を記載しています。

「現状と課題」に記載した統計指標の図表を、必要に応じて記載しています。

施策を取り巻く状況を、「現状」と「課題」に分けて記載しています。

「現状と課題」を踏まえ、施策を実現するための取組を「施策の展開方向＝市の役割」として整理しています。

施策を実現するための市民及び事業者の役割を記載しています。

**1 子どもたちの笑顔があふれるまちづくり**

〈施策の展開方向〉＝市の役割

**1 安心して子どもを生み育てることができる環境づくり**

妊産婦や子育て家庭に対して、妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援を行い、安心して子どもを生み育てることができる環境をつくります。

**主な具体的取組**

- 妊産婦や保護者の不安を軽減し、適切な情報提供や助言等を行うことができるよう、地域の関係団体や事業者とも連携し、相談体制の充実に努めます。
- 多様化する保育ニーズに対応するため、保育サービスの維持・拡充に取り組み、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
- 保育ニーズを的確に把握しながら、適切な量・質の保育サービスを提供できるよう、保育園の施設整備の検討や保育士等の確保に取り組みます。

**2 子どもたちの成長と発達を支援する環境づくり**

核家族化の進展や共働き家庭の増加など、子どもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、次代を担う子どもたちが、心身ともに健やかに成長できる環境をつくります。

**主な具体的取組**

- 子どもたちが地域において、安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進します。
- 乳幼児親子同士が、多彩な活動を通じて交流を深めながら過ごせる子育てひろば事業の充実に取り組みます。
- 子どもたちが、発達段階に応じた幼児教育や保育を通じて、適切な支援を受けられるように取り組みます。
- 国や東京都の制度に基づき、子育て関連の各種手当の支給や医療費の助成を実施し、子育て家庭の経済的な負担を軽減します。
- 子育てしやすいまちの実現を目指して、「東大和市子どもと大人のやくそく（東大和市子ども・子育て憲章）」の周知・啓発に取り組みます。

**3 支援や配慮を必要とする子どもたちを支える環境づくり**

障害のある子どもや虐待のおそれのある子ども、生活に困窮し貧困の状況にある子どもなど、支援や配慮を必要とする子どもたちに対する、継続的で適切な支援に取り組みます。

**主な具体的取組**

- 障害のある子どもの特性に合わせ、ライフステージに対応した支援に取り組みます。
- 地域社会が一体となって児童虐待の防止に取り組むための環境づくりに取り組みます。
- 貧困の状況にある子どもやその保護者、子育て家庭に対して、国が示す方向性を踏まえながら、関係機関と連携した支援に取り組みます。

市民・事業者に期待される主な役割

- 市民は、地域の中で子どもたちが健やかに育つよう、地域ぐるみで子育てを応援します。
- 事業者は、従業員等の仕事と家庭の両立を支援します。
- 子育て支援に係る事業者は、市民ニーズに対応した多様な子育て支援サービスを提供します。

**関連する個別計画**

○東大和市子ども・子育て未来プラン  
 (第2期子ども・子育て支援事業計画、第1期新・放課後子ども総合プランに基づく市行動計画、第1期次世代育成支援行動計画、第1期子ども・若者計画、第1期子どもの貧困対策計画)  
 計画期間：令和2年度(2020年度)～令和6年度(2024年度)

保育園での保育



子育てひろば



「施策の展開方向」ごとに、主な具体的取組を記載しています。

※第3編「行財政運営」の第3章の各施策も同様の構成になっています。

第3編については、「成果指標」を第2章にまとめ、「市民・事業者に期待される主な役割」の記載はありません。

### 最優秀賞作品

東大和市立第一中学校 2年 藤原小遥さん

#### 作品に込めた想いや説明など

下の方にたくさんの花があります。その花は、すべて東大和の花です。20年後にはたくさんの花が咲いているきれいな町をイメージして描きました。

